

石川県公報

平成28年7月26日

第12921号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○一般競争入札の落札者等	(医療対策課) 1	○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課) 4
○土地収用法に基づく事業の認定	(監理課) 1	○第45期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告	(労働企画課) 5
○加越沿岸海岸保全基本計画の変更の公表	(河川課) 3		
○能登半島沿岸海岸保全基本計画の変更の公表	(同) 3		

告 示

石川県告示第376号

WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成28年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
A重油 420,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立中央病院管理局用度課用度係
金沢市鞍月東2丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成28年6月24日
- 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 落札金額
43,632円/リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成28年5月20日

石川県告示第377号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により、事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成28年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 起業者の名称
白山市
- 事業の種類

北陸新幹線整備に伴う加賀野代替公園整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

白山市下柏野町及び西美沢野町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、白山市下柏野町及び西美沢野町地内を起業地とする「北陸新幹線整備に伴う加賀野代替公園整備事業」(以下「本件事業」という。)である。

本件事業は、白山市市民公園条例に基づき白山市が設置する公園に関する事業であり、法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である白山市は、必要な予算措置を講じることにより本件事業を遂行しようとするものであり、起業者は事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業地を含む加賀野地区は土地区画整理事業により整備された地区であり、地区内には白山市市民公園条例で定める公園や緑道(以下「公園等」という。)が設置されており、良好な都市環境を維持している。

しかしながら、北陸新幹線金沢・敦賀間の整備(以下「新幹線事業」という。)により、地区内の公園等のうち、加賀野第1号公園、加賀野第3号公園、加賀野第5号公園、加賀野緑道(以下「本公園等」という。)の一部が新幹線事業により失われる予定である。

本件事業は、本公園等の機能を回復するため、加賀野代替第1号公園及び加賀野代替第2号公園を整備するものである。

本公園等は加賀野地区住民の憩いの場として親しまれ、グラウンドゴルフや子供たちのラジオ体操など健康レクリエーションの場としても利用されてきた。

とりわけ、加賀野第5号公園では、グラウンドゴルフの他にペタンク大会や親子三代によるスポーツレクリエーション大会、その他地区体育協会のイベントなどに幅広く利用されている。また、加賀野第3号公園は、美沢野町及び西美沢野町における災害時の安否確認を行うための集合場所として、一次避難場所に指定されている。

新幹線事業により、本公園等の一部が失われれば、公園等の緑化空間や健康レクリエーションの場などが減少してしまうなど、良好な都市環境が損なわれることとなってしまう。

本件事業の完成により、加賀野代替第1号公園では、本公園等の失われる面積を集約させ、幅広い用途に利用できるよう面積を確保することで、健康レクリエーションの場などの回復が図られ、加賀野代替第2号公園では、加賀野第3号公園と隣接する白山市所有の土地と一体的に整備することで、一次避難場所としての機能の回復が図られることから、良好な都市環境の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業の起業地内には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)により、保護のための特別な措置を講ずべき文化財及び動植物は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る加賀野代替第1号公園の起業地の選定については、

- (ア) 加賀野地区に居住する住民が利用しやすいこと。
- (イ) 事業に必要な面積が確保できること。
- (ウ) 代替公園の効果が発揮しやすい場所であること。
- (エ) 技術的に施行が容易であり、経済性を有すること。
- (オ) 加賀野地区住民の同意を得やすいこと。

以上の条件により候補地として2箇所が選定され、各候補地の優劣を社会性、経済性等により比較検討されているが、本件事業の起業地申請案が最も適切と認められる。

加賀野代替第2号公園の起業地の選定については、加賀野第3号公園に隣接する白山市所有の土地と一体的に整備するものであり、本件事業の起業地申請案は適切と認められる。

よって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、新幹線事業により本公園等の一部が失われれば、良好な都市環境が損なわれてしまう。また、加賀野第3号公園は一次避難場所として指定されており、災害時の安全確保に支障をきたしてしまう恐れがあるため、新幹線事業が施工される前に本公園等の機能を回復する必要があると認められる。

また、加賀野地区町会連合会会長より、白山市長へ本件事業の早期完成に関する要望書の提出がされている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)まで述べたように、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

白山市建設部公園緑地課

石川県告示第378号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の規定により定めた加越沿岸海岸保全基本計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県大聖寺土木事務所、石川県南加賀土木総合事務所、石川県石川土木総合事務所、石川県県央土木総合事務所、石川県津幡土木事務所、石川県羽咋土木事務所及び石川県中能登土木総合事務所

石川県告示第379号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の規定により定めた能登半島沿岸海岸保全基本計画を変更したので、別紙のとおり公表する。

なお、「別紙」は、省略し、次のとおり縦覧に供する。

平成28年7月26日

縦覧場所

石川県土木部河川課並びに石川県羽咋土木事務所、石川県中能登土木総合事務所、石川県奥能登土木総合事務所及び石川県珠洲土木事務所

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成28年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドン・キホーテ金沢コロナワールド店
金沢市無量寺四丁目121番地1ほか38筆
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 新設
公告日 平成28年3月11日
- 3 市町の意見の概要
市町名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年7月26日から同年8月26日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アビオシティ加賀
加賀市作見町ル25番1
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更
公告日 平成28年3月11日
 - 3 市町の意見の概要
市町名 加賀市
意見の概要
(1) 騒音の発生に係る事項
市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる環境を確保すること。
(2) 廃棄物に係る事項
騒音規制法及び振動規制法その他関係法令等を遵守すること。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間

平成28年7月26日から同年8月26日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アビオシティ加賀
加賀市作見町ル25番 1
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 駐車場の位置及び収容台数、駐輪場の位置及び収容台数の変更
公告日 平成28年3月11日
- 3 市町の意見の概要
市町名 加賀市
意見の概要
廃棄物に係る事項について、廃棄物処理法その他関係法令等を遵守すること。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成28年7月26日から同年8月26日まで

第45期石川県労働委員会労働者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会労働者委員に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、労働組合に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

平成28年7月26日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 推薦団体の資格
県内のみ組織を有し、かつ、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する労働組合であること。
- 2 被推薦者の資格
禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 3 推薦期間
平成28年7月26日（火）から同年8月10日（水）まで
- 4 推薦手続
労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。なお、(3)の証明書の交付を受けるためには、日時を要するので留意すること。
(1) 推薦書（別記様式による。）
(2) 被推薦者の履歴書
(3) 推薦に係る労働組合が、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働組合法施行令第21条第3項に規定する石川県労働委員会の証明書
- 5 委員候補者として推薦する者の数
1組合につき1人
- 6 その他
詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課（金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号076-225-1531）へすること。

(別記様式)

年 月 日

石川県知事 様

事務所所在地

団 体 名

代表者職氏名

㊞

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として、次の者を推薦します。

氏 名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備 考